

◆小野峯生委員 おはようございます。私のほうからは、本年度の生産調整についてであります。それからそれに関連して、水田のフル活用について、昨年と今年、どういうふうな方向になっているのか、随時質問させていただきたいと思っております。

平成28年産米の平成28年4月末現在の主食用米の生産調整の目標に対する各都道府県の取組というものについて、先般、農林水産省のほうから中間とりまとめということで発表をされております。その発表によりますと、34都道府県が達成の見込みだということ。これは昨年の同時期に比べて3県増えて、その内、自主的取組参考値まで深掘りが見込まれる県については5県ほど増えて、21都道府県とのことであります。本県は、今までのいろいろな歴史、経緯等々もあって、努力はしているが未達成ということでありまして。もうすべての田んぼが青々としているわけでありまして、生産調整も国への申請は6月末というふうなことでありますので、そうしますと、もういくばくもないということでありまして、目標に対する現時点での状況について伺います。

◎関川正規農産園芸課長 平成28年産米の需給調整の状況ということでございます。地域農業再生協議会がまとめているわけでございますが、平成28年5月末現在の取りまとめということでございます。主食用米の作付面積は生産数量目標の減少と同等程度の減少にとどまっているという状況でございます。過剰作付けの大幅な解消には至らないという見通しに、現在のところなっているということでございます。

◆小野峯生委員 数値は出ていないの。

◎関川正規農産園芸課長 主食用米につきましては、地域農業再生協議会で取りまとめてございますので、若干細かくなりますが。

◆小野峯生委員 その目標面積というのが9万5,507ヘクタールになるわけですよね、本年は。それに対して、その取りまとめの面積、昨年、ちなみに言うと平成27年産米は4,600ヘクタールが生産過剰というふうになるかと思っております。それに対してどうだったのかとお伺いしたいということでありまして。

◎関川正規農産園芸課長 過剰の作付面積ということで申し上げますと、5月末現在で4,581ヘクタールで、19ヘクタール程度のマイナス。

◆小野峯生委員 そうしますと、相変わらずというふうなことで理解せざるをえないと思っております。先ほど話したとおり歴史的な問題、あるいはコシヒカリ等々高く売れているというふうな状況がずっと続いていた中で、なかなか踏み切れない等々のこともあるのですが、平成30年産米からは政府の関与が薄れるというふうなことも含めて、全国的にもこのままの本県の状況では本当にいけないのではないか。そういうふうなことを、皆さんがたも真剣に考えて、きちんとしてもらわなければいけないというふうに思っております。そこで、本県の未達成の原因を改めて、新たなものの感覚というか、そういう観点ができていきましたらその点。そして、達成に向けていろいろと苦労も重ねてきている、それぞれ農業再生協議会もそうでありまして、JAもそうでしょう。皆さんがたもそう。それは評価をある程度しているわけでありまして、これまで執ってきた取組等々について、改めて伺うということと、これからいくばくもないわけでありまして、目標達成に向けた取組等々について。昨年はまた今の時期も伸びたとか何とかと行ってまたこうなったわけでありましてけれども、皆さんがいろいろとお願いしていたという経緯があるわけですが、その辺も含めて伺いたいと思っております。

◎関川正規農産園芸課長 平成28年産米の需給調整の取組ということでございます。まず、県の需給改善に向けた取組ということでございますが、昨年の秋から、飼料用米への誘導ということを重点的に推進をしているということでございます。具体的には、飼料用米の優位性を周知をしてきたということでございますし、農業者の経営を踏まえまして、機械・施設の整備、あるいは共同利用施設への受入体制の整備、そういったものに対して支援を行ってきたところでございます。また、

産地交付金を活用して生産数量目標を下回って主食用米から飼料用米に転換したとしても、主食用米と同じ、10アール当たり7,500円をつけるということで、優位性を確保してきたというのがこれまでの取組でございます。

原因ということになりますけれども、本県の平成27年産の作柄は御承知のとおり作況指数97ということでございます。そうした中で、主食用米の不足感がある中、米価の高い本県におきましては、交付金を加算しても所得優位性が確保できない場合があるということでございます。

もう1点、飼料用米等につきましては、農業者の中に国への支援制度の継続を不安視するといったところがございます。そういったことで安心して飼料用米を経営に組み込めないといったことが本県の過剰作付けが大きく解消できなかった主な要因と受け止めております。

そこで、今後どうするかということにつきましては、農業者の規模等に応じまして、飼料用米の取り組みやすい環境整備を進めていき、改めて優位性を啓発するというふうなことで、飼料用米への転換等を進めてまいりたいと考えております。

◆小野峯生委員 飼料用米も全国的にだいぶ拡大をしてきた、生産が増えてきたというふうなことであります。飼料用米のことについて質問をいたしますが、一つ一つ質問させていただきたいと思っています。平成28年産の目標については、前から引き続き力を入れていくということで、約4万トン、目標面積約6,000ヘクタールというふうなことを掲げていたと思います。今ほど農産園芸課長から話がありましたとおり、収入面では有利な多収性品種に取り組むと。そして、規模の大きい農家にはその優位性をいろいろな機械面等々、今、お話がありましたとおり支援していき、支援策を強化していきながら進めるというふうなことで、多収性品種のその目標面積、6,000ヘクタールの内の4分の3、4,500ヘクタール。これを多収性品種で取り組むということにしていたわけですが、もう作付けも、本当に先ほど話したように主食用米を含めてであります。今のところ相対的に、だいぶいいあんばいになっているようではありますが、その辺の状況について伺います。

◎関川正規農産園芸課長 飼料用米の取組状況ということでございます。これも同じく地域農業再生協議会が取りまとめました5月末現在の報告ということで御理解をお願いしたいと思いますが、飼料用米の生産量は前年よりも約600ヘクタール増えまして、4,000ヘクタール。数量に換算しますと2万5,000トン程度というところでございます。多収性品種につきましては、約700ヘクタールの増ということで、2,200ヘクタール程度となっております。多収性品種への誘導というのも一定程度進んでおりますが、目標としていた4万トンというところにまでには至らないという見通しになっているということでございます。

◆小野峯生委員 至らないのは分かります。至らないところのその差、ギャップと。ギャップというのは、農産園芸課長、なかなか進まないということだよ、その目標に比べての達成率ということについては。やはり皆さんがたがそれだけの意気込みを持っていろいろな施策を展開した割りには、非常にこれはなかなか思ったようには進んでいないというふうな、私は今の数値等々を聞いて理解をしているのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

◎関川正規農産園芸課長 飼料用米が伸び悩んだ理由は、先ほど過剰作付けが大幅に解消されなかった理由と同じことになるわけですが、昨年、台風15号で被害のあった地域等につきましてはしっかり伸びているというようなことでございますし、しっかり体制整備をしているところにつきましてもきちり伸びているというところでございます。ただ、全体的に主食用米が、不足感の中で推進してきたという点と、それから、メリットは分かるのです。分かるのだけれども、やはりどうしても将来がどうなるかということで、経営の中に入れることはできないという声は実際にお聴きしてございますので、そういったところが全体の要因かなというふうな考えております。

◆小野峯生委員 国のほうもその辺のところへ、あちこちと、今、出掛けていっていますよね。特に未達成のところを中心に。また、飼料用米に対する、農家あるいはそれぞれの都道府県というか県からも要望が出ていますよね。恒久的な制度にしてくれだとか、将来にわたって、それを制度化してくれだとか、いろいろ、飼料米についてはあるのです。その辺のところも、法的根拠までは予算編成という意味でなかなかそこまでは、やっぱりとったりの話を側聞といいますかそういうふうなものを聞いています。なかなか踏み込めないような状況ではありますが、その辺のところはやはり十分に考慮をして、予算編成もするというふうなものはあるようですよ。そういったところも含めて、やはり私もこれは国に向けてきちんとやらなければいけない仕事だと思っています。皆さんがた、この辺はともどもに、それこそ将来の展望が見えないわけですから、飼料用米に

についても、その辺がいちばんのネックであるというふうなことになるれば、やはりこれからきちんと私どもも皆さんがたもその不安解消に向けて、やっていかなければいけないというふうなことだろうと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。この辺がやはり生産調整を達成するかぎですよね。全国的に見てもそうみたいですから、ひとつよろしくお願ひします。

それと、一つ一つなのでありますが、その他、水田フル活用の輸出用米、米粉（こめこ）用、加工用米、麦、大豆、それからホールクロップサイレージというふうなものについては、平成 28 年度はどういうふうな状況かお伺ひします。

◎関川正規農産園芸課長 飼料用米以外の取組状況ということでございますが、非主食用米につきましては、5 月末現在で申しますと、備蓄用米等との計画変更がまだ反映し切れていないという状況でございます。したがって、非主食用米全体ということでお答えをさせていただきたいのですが、飼料用米を除いた非主食用米の作付けは前年よりも微増の見込みというところでございます。大豆につきましては微減、麦とホールクロップサイレージ用稲につきましては微増の見込みといった状況でございます。

◆小野峯生委員 輸出用米はどんな感じですか。

◎関川正規農産園芸課長 輸出用米につきましても、実はまだ計画に反映し切れてないところがございます。ただ、状況等をお聞きしますと、一応増えていくということでは聞いてございます。

◆小野峯生委員 そうだよ。その目標数量に対して、大体感じが同じようなものだから。そうすると、相対的には、大体同じような量としては出てくるわね、それは。先ほども話ししましたとおり、この項目についてのまとめですが、平成 30 年産米から、何回も言うとおりに生産調整について国の関与のしかたが変わる。ある程度撤退をするというふうな表現もしている人もいっぱいいますが、これは農業再生協議会等々の果たす役割や、特に県の役割というのが非常に重くなるというふうなことだと思っています。その認識についてと、また、取組をどう具体的に進めていくのか、伺ひたいと思います。

◎関川正規農産園芸課長 平成 30 年産以降の米政策の見直しに対するその取組等ということでございますけれども、平成 30 年以降につきましては、生産数量目標の配分という行為がなくなるだけということでございます。したがって、需要に応じた米づくり、あるいは水田フル活用の推進といった基本的な立場は変わることはないというふうに受け止めてございます。県としましては、農業者が取り組みやすい環境をどう作っていくかというところが役割となるものと考えてございます。

県の取組を今後、どう進めるかということでございますけれども、まず、国が、その平成 30 年以降のイメージというものを示してございます。そういったものを関係機関、団体、あるいは農業者に丁寧に説明をしていくということと、需要に応じた米生産に向けてどのような環境整備が必要なのかといったことの見解、現場等の意見を聴いていくというふうにとり進めてまいりたいと考えております。

◆小野峯生委員 それは当然のこと、需要に応じた環境整備が必要だということではございますが、聞くところによりますと、国が生産数量目標の配分を廃止することになるわけでありまして、今、農業再生協議会等々があるわけですが、JA だとかやはり生産団体、農業再生協議会等々の検討組織を、新たなものではないとは思いますが、立ち上げて、平成 30 年産米からの具体的な対応を、今、農産園芸課長がおっしゃったようなことも含めて、例えば、基本的な方法だとか、それから政府や他県の動向を踏まえたような本県の戦略だとかを今から検討していくと。今年の秋くらいまでには、その戦略を示した中で市町村に対してどういうふうなものの割り振り方をすることも含めてやっていくという県が出てきていますよね。青森県とか山形県だとかでそういうのが出てきているというふうなことで、これは、やはりわが県も具体的にどう対応するのかということと戦略を含めて、その組織は一応あるのですが、その辺のところを拡充したうえで早めにやるというふうなことを示していかないと、なかなかこれ、難しいのだろうと思います。その辺の方針についても、6 月ぐらいから立ち上げるのですよね、その今言った県は。これは、多分これからどんどん出てくると思います。そういうふうなことで、これは、競争になるというふうに思っていますので、ひとつその辺の考え方を伺ひたいと思います。

◎関川正規農産園芸課長 平成30年産米に向けた対応ということでございますけれども、まず一つは、県の農業再生協議会でございます。今年度の取組として平成30年の米政策見直しに向けまして地域段階、あるいは県段階での意見交換を実施するというところでございます。県といたしましては、このような機会を通じて市町村関係団体の意見把握に努めるとともに、農業者からも直接御意見をお聴きするような機会を設けまして、具体的な検討を進めていきたいというふうに考えています。

◆小野峯生委員 県の農業政策、特に米政策に対するかかわり方ですね。農協あるいは農業再生協議会等でもけっこうですが、あるいは新潟県農業協同組合中央会に対する対応のしかた。いろいろな意味で、もうちょっと主体性を持って取り組んでいただかないと。例えば、前回、私が話をさせていただいた環太平洋パートナーシップ協定（TPP）対応だとか、そういうふうなものの、試算だとか意味がないとか。それも分かるけれども、機敏に対応する、積極的に情報開示等々もしながらやっていくのだとか、そういう主体的な姿勢というのがなかなか、私は、弱いのではないかとというふうな気がしてならないのです。全般的に、その辺のところをその農業再生協議会がこうしたいけれどもそこは注視していく。そこへかかわっていくのではなくて、やはり県がもうちょっとリードをしながらやっていかないと、これからの農政は変わりますから、なかなか戦略を持ってないのではないかなというふうな気がしているのですが、その辺いかがでしょうか。

◆小野峯生委員 もう少し相対的にいろいろな面で県が主体的にかかわりながら、大変な時期にさしかかっていると思っていますので、その辺のところはひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

だいぶ時間が経過しましたので、先ほど冒頭説明いただきました農地中間管理機構のことについて質問したいのですが、この農地中間管理機構は、この次の機会にさせていただいて、もう1点。中山間地域等の直接支払制度についてです。これは平成27年度から第4期対策等がスタートしており、御承知のとおりであります。高齢化が急激に進んでいる集落、地域で、その取組が非常に困難になってきていると。これは全国的であります。複数集落での活動だとか超急傾斜地の農地保全だとかに対して、支援策の拡充を図ってきている、充実してきているわけですが、集落協定の締結面積、交付金額、平成27年度においてはどう決定したのか、その結果について伺いたいと思います。その前の年度と比べてどういうふうな傾向になったのかも含めて、伺いたいと思います。

◆小野峯生委員 そうしますと、面積は全国的には減っているのだけれども、本県では増えているというふうなことであります。そこで、平成27年度の分析はどういうふうにか、それから平成28年度を取組についても、どういうふうなことになるか伺いたいと思います。

◆小野峯生委員 それで、今ほど、女性、高齢者、多様な参加と、それから近隣集落との統合、そういうふうなものを進めると。今、統合の辺も大体分かりましたけれども、その多様な参加者という意味ではどんな感じなのでしょう。

◆小野峯生委員 先ほど申し上げたとおり、全国的に非常に締結数だとか面積等々も減少しているというふうなことで、耕作放棄地が増える、地域の維持がなかなかできなくなっている状況だというふうな危機感が、この中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会で国が懸念を非常に強く示しているということでもあります。いろいろな意味で要件緩和等々が図られてきているというふうに聞いているのですが、県は、ある程度うまく検討していると思っておりますが、この辺のところ、これから本当にわが県も中山間地域等、非常に条件不利地域が多いというふうなことの中で、どうやって進めていくのでしょうか。ここを伺って終わります。